

(規 16～18)

発売・通則

営業規則

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

(乗車券類の種類)

第16条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 乗車券

イ 普通乗車券

- 片道乗車券
- 連続乗車券
- 往復乗車券

ロ 定期乗車券

- 通勤定期乗車券
- 通学定期乗車券
- 片道通学定期乗車券

ハ 回数乗車券

ニ 団体乗車券

(2) 特急券等

- 特急券
- 急行券
- 座席指定券

(3) 乗車整理券

(割引乗車券の発売)

第17条 社が特に必要と認めるときは、旅行目的、割引を受ける者の資格、割引区間、割引証を特定し、または季節により旅行目的地を限定して、割引乗車券を発売することがあります。

2 前項の規定によって割引乗車券を発売するときは、旅客が特定されるものを除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係駅に提示します。

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第18条 乗車券類は、駅において係員または乗車券発売機により発売します。

ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、社の指定した駅において発売します。

2 旅客が、乗車券を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合、または、旅客が係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した場合は、当該列車内において発売します。

3 駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売します。

(規 18~20)

発売・通則

営業規則

- 4 乗車券類は、前各号に規定するもののほか、社が臨時に設置した乗車券臨時発売所、または、乗車券の発売を委託した箇所において発売します。

(乗車券類の発売範囲)

第 19 条 乗車券類は、発売駅から有効なものを発売します。ただし、社が必要と認めた場合は、発売駅以外の駅から有効な乗車券類を発売することがあります。

- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客のその乗車に有効な普通乗車券および旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売します。ただし、乗り継ぎとなる列車に有効な乗車券類を発売することがあります。
- 3 連絡会社線の発売範囲は、別表第 2 号連絡運輸の発売範囲とします。

(乗車券類の発売日)

第 20 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売します。ただし、社が必要と認めた場合は、有効期間の開始日の相当日前から発売することがあります。なお、次の各号に掲げる乗車券類は、その定めるところにより発売します。

(1) 普通乗車券

特急券及び乗車整理券を同時に使用する普通乗車券は、同時に使用する特急券及び乗車整理券等を発売する日から発売します。

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の前日から発売します。

(3) 回数乗車券

発売当日から有効となるものを発売します。

(4) 団体乗車券

運送引受後で、旅客の始発駅出発日の 1 箇月前から発売します。ただし、特急料金等を収受する場合の団体乗車券は、その特急券等を発売する日から発売します。

(5) 特急券及び乗車整理券等

旅客の乗車駅出発日の 1 箇月前（前月の応答日。ただし、応答日のない場合は、乗車駅出発の属する月の初日とします。）から発売します。

- 2 定期乗車券・特急券及び乗車整理券等の発売日は、前項の規定にかかわらず、別に定めることがあります。
- 3 社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第 1 項の規定にかかわらず、別に定める発売日から発売することがあります。

(規 21～25)

発売・通則

営業規則

(乗車券類の発売時間及び発売区間)

第 21 条 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車に必要な時刻から、終発列車の発車時刻までとします。ただし、発売箇所によって発売時間を別に定めることがあります。
- (2) 発売区間については、前号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売します。

(乗車券類の購入申込書)

第 22 条 特急券等及び特急券等にともなう乗車券を発売する場合は、駅に設備する購入申込書に必要事項の記入を求めることがあります。

(払い戻し等について特約した乗車券類の発売)

第 23 条 社が業務上必要と認めた場合は、旅客運賃・料金の払い戻し・乗車変更の取扱いについて、特別の約束をして乗車券類を発売することがあります。

(乗車後における割引乗車券の発売の制限)

第 24 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売します。

(割引乗車券等の不正使用または割引証等の不正発行の場合の取扱い)

第 25 条 次に掲げる割引乗車券等の使用資格者が、これを不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがあります。

- (1) 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券または旅客運賃割引証。
- (2) 通学定期乗車券または通学証明書。

2 旅客運賃割引証・通学証明書または身分証明書（これに代わる証明書を含む。）を次のいずれかに該当して発行した場合は、その発行者が発行の対象としている者に対して、旅客運賃割引証または通学証明書の発行を停止させ、または旅客運賃・増運賃をその発行者から収受することがあります。

- (1) 使用資格者以外の者に発行した場合。
- (2) 前項の規定により割引乗車券等の発売を停止された者に対して発行した場合。
- (3) 事実を偽って記載して発行した場合。

(規 26～26)

発売・通則

営業規則

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 26 条 旅客運賃割引証は、次のいずれかに該当するときは、無効として回収します。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次のいずれかに該当する場合は、使用することができません。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの、及び発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の印章のないもの。

3 前各号の規定は、通学証明書についても適用します。